

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	岩手県
3. 市区町村名	滝沢市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	94-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.takizawa.iwate.jp/admin/keiei/_9132.html

執行機関名 滝沢市長

介護サービス等利用者負担軽減に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第50条第1項第3号に規定する介護保険法(平成9年法律第123号)第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する事務に準ずる事務であって規則で定めるもの又は同項第7号に規定する介護保険法第50条の居宅介護サービス費等の額の特例若しくは同法第60条の介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務に準ずる事務であって規則で定めるもの(社会福祉法人)
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		<p>滝沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年滝沢市条例第28号)別表 2の項</p> <p>省令第50条第1項第3号に規定する介護保険法(平成9年法律第123号)第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する事務に準ずる事務であって規則で定めるもの又は同項第7号に規定する介護保険法第50条の居宅介護サービス費等の額の特例若しくは同法第60条の介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務に準ずる事務であって規則で定めるもの</p>
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成9年法律第123号)第2条第1項	滝沢市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額軽減制度実施要綱(平成17年滝沢市告示第36号)第1条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第二条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）に関し、必要な<u>保険給付</u>を行うものとする。</p>	<p>第1条 この告示は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則(平成27年滝沢市規則第40号)第3条第1項第1号の規定に基づく事務として、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第27条の規定による<u>要介護認定又は法第32条の規定による要支援認定を受けた被保険者のうち、低所得で生計が困難であると認められる者が、あらかじめ県及び市に利用者負担額の軽減を実施する旨を申し出た社会福祉法人等(以下「軽減法人等」という。)</u>が提供する軽減対象となる介護保険サービスを利用する場合に、軽減法人等が軽減対象者のサービス利用に伴う利用者負担額の一部を軽減することにより、低所得利用者の<u>生活の安定及び介護保険制度の円滑な実施に資することを目的とする。</u></p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>滝沢市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額軽減制度実施要綱(平成17年滝沢村告示第36号)</p>